

第四十八回国会 商工委員会 議録 第三十九号

昭和四十年五月二十六日(水曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 浦野 幸男君

理事 小川 平二君

理事 小平 久雄君

理事 田中 龍夫君

理事 中川 俊忠君

理事 板川 正吾君

理事 加賀田 進君

理事 稻村左近四郎君

理事 小笠 公昭君

理事 海部 俊樹君

理事 田中 榮一君

理事 田中 六助君

理事 三原 朝雄君

理事 坂井 茂尚君

理事 麻生 良方君

理事 遠藤 三郎君

理事 小沢 辰男君

理事 黒金 泰美君

理事 田中 正巳君

理事 中村 幸八君

理事 早稲田柳右衛門君

理事 島口重次郎君

理事 櫻内 義雄君

理事 高橋 衛君

理事 高島 節男君

理事 中野 正一君

理事 豊田 雅幸君

理事 渡邊 一俊君

理事 参議院商工委員長

理事 参議院商工委員

理事 参議院商工委員

理事 参議院商工委員

理事 参議院商工委員

理事 参議院商工委員

理事 参議院商工委員

理事 参議院商工委員

(内閣提出第一一六号)(参議院送付)
日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一八号)

○内田委員長 これより会議を開きます。
去る五月十七日参議院より送付付託になりました内閣提出海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題とし、経済企画庁長官より趣旨の説明を聴取することといたします。高橋経済企画庁長官。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第十条に次の一項を加える。
4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は経済企画庁長官に意見を提出することができる。
第十三条を次のように改める。
(役員欠格事項)
第十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。
第十四条第一項中「前条各号の一」を「前条の規定により役員となることができない者」に改める。

第二十九条の次に次の三条を加える。
(借入金及び海外経済協力基金債券)
第二十九条の二 基金は、その業務を行なうため必要な資金の財源に充てるため、特に必要があるときは、経済企画庁長官の認可を受けて、借入金をし、又は海外経済協力基金債券(以下「債券」という)を発行することができる。
2 前項の規定による債券の債権者は、基金の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
4 基金は、経済企画庁長官の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
6 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。
(借入金等の限度額)
第二十九条の三 前条第一項の規定による借入金金の現在額及び同項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額の合計額は、第四条に規定する資本金及び第二十九条第一項に規定する積立金の額の合計額に相当する額をこえることとなつてはならない。
(交付金)
第二十九条の四 政府は、予算の範囲内において、基金に対し、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
海外経済協力基金の業務を拡大する必要があることにかんがみ、同基金の資金調達の円滑化を図るため、同基金が借入金をし、及び海外経済協力基金債券を発行することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高橋(衛)國務大臣 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案について、提出理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
海外経済協力基金は、東南アジアその他の開発途上にある地域における産業の開発事業に關し、必要な資金の貸し付け、これら事業への出資その他海外経済協力力の促進に必要な業務を行なう特殊法人でありまして、昭和三十六年に発足以来、その業務が漸次拡大しつつあることは御承知のとおりであります。
最近、世界における開発途上にある地域に対する経済協力は、さきの国際連合貿易開発会議の開催等に見られますように、ますますその重要性を増してきておりますが、このような低開発諸国の要請にこたえまして先進諸国におきましても、経済協力を国際的規模において一そう強力に、かつ、効果的に推進しようとするところが増えております。わが国といたしましても、このような国際経済環境に従い、国の経済力に即応して開発途上の諸国に対する経済協力を積極的に推進することはこの際特に必要であると考えられるのであります。その際におきまして、海外経済協力基金の資金量を増加することが時代の要請となつてきていますと考へる次第でございます。今回の改正案は、このような要請にこたえ、基金の業務活動の拡大に備えるために提案いたしましたものであります。

次に、改正案の内容について申し上げます。
その第一点は、基金が政府から借入金をし、または債券を発行することができるようにすることです。基金は、従来、国の一般会計からの出資金をもつて事業を行なつておりましたが、国の出資のみに依存する従来の方式だけでは財政事情等の面から不十分でありますので、特に必要があるときは、資本金及び積み立て金の合計額を限度

第一類第九号 商工委員會議録第三十九号 昭和四十年五月二十六日

として基金が政府から資金運用部資金の貸し付けを受け、または債券を発行して、開発事業に対する貸し付け等の原資に充てることができるとし、今後の基金の活動に遺憾なきを期した次第であります。

改正の第二点は、政府が基金の費用の一部を交付することができるようにすることであり、基金の貸し付けがさらに長期かつ低利なものとなり、他方借り入れの増加に伴い基金の資金コストが上昇いたしました場合に、その運用収入をもつてしては所要の費用をまかなうことが困難となる事態も予想されます。このような場合に政府がその費用の一部を交付することができるとして、基金の円滑な業務遂行に支障なからしめることとした次第であります。

なお、この機会に、監事の権限その他所要の規定の改正を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○内田委員長 以上で、本案に対する趣旨の説明を終わります。

○内田委員長 本案に対し質疑の通告がありますので、これを許可いたします。加賀田進君。

○加賀田委員 たいだいま提案理由の説明があつたのですが、この改正の諸点の質問はあつたにしまして、未開発地域のいわゆる開発構想として、特に東南アジアとかアフリカとかその他の未開発地域について、国際的な観点から日本に対する期待が相当多いわけですが、しかもアメリカもそういう意味では、やはり最も未開発の状態に、特に東南アジア地域における状態に理解のある日本が積極的にその開発をすることを要請しているという提案もしているわけですが、どうも日本政府の態度を見ると、国外的には相当宣伝して積極的な開発姿勢をとっている態度で、前の池田総理もそういう態度をとっておつたのですが、実際に政府自体が今日まで海外援助についての具体的な行動

を見ると、どうも消極的な点があつて、その点がわれわれとしては非常に危惧されているわけですが、そこで、長官に尋ねていい問題かどうか、できれば総理が来てお答え願えれば一番いいんですけれども、先般四月の初めにアメリカのジョンソンが東南アジア開発の構想というものを提案して、約十億ドルほどアメリカの海外援助資金を出すから、日本がそれについての具体的な計画とか技術指導等について積極的に行つてもらいたい、こういう提案があつたわけですが、その後そういう構想を受けて、政府としては今日までどのように努力されてきたのか、またそれについて積極的に具体的な協力をする意思があるのかどうか、まずこの点を、もし長官としてあらゆる機会に出席されて御存じだとするならば、明確にしてみたいと思つております。

○高橋(衛)國務大臣 たいだいまお話しのとおり、四月七日にジョンソン大統領が、ボルチモアのジョンズ・ホプキンス大学で演説をいたしました。その中で、東南アジアに對するところの経済開発のために十億ドルの支出を要請するつもりである、こういうことを言つておるのでございませぬ。ところで、この演説については、日本は事前には何らの連絡を受けておりませぬけれども、またこの十億ドルの支出を要請するつもりだとも、よるな前提条件として、地元と申しますか、東南アジア等において具体的な計画ができればというふうなことも言つておつたように一応記憶いたしておりますが、そういうような前提となる具体的な内容というものが、いつまで何ら連絡もございませぬ。したがつて、この問題について、日本の政府としてどういうふうな考え方を持つかということを決する段階にはまだ至つていない、かように考へておるわけでございます。ただ、たいだいまお話しのとおり、昨年の国際連合の貿易開発会議におきまして、先進諸国が国民所得の二割に相当するものを低開発地域の国民に對して援助をしようという勧告、この勧告に對して日本も賛成をいたしておる次第でございます。ところが現実に

は大体その半額程度の援助になつておるよりな次第でございます。これはもうどうしても前向きに日本の政府としては準備をする必要があろうというふうな関係から、こういうふうな海外経済協力基金の法律の改正案も御提案申し上げて、その準備をいたしたい、かように考へておる次第でございます。

○加賀田委員 そうすると、そういう提案があつただけで、まだ日本政府にもそういう具体的な案が提示されていないし、それに基づいて政府としては、聞けば総理のほうでそういう受け入れ体制ができるかどうかというのを検討しろとかいふふうなお話があつたとしても、聞かれておるのです。やはり日本としても積極的に関心しておるのか、めめるかまえないか、これは提案されたつて何にもならないことであるし、もし具体的な案に突つ込んだ提案があるならば、それを日本としては受けて立つ用意があるのかどうか、あるいはそういうことはそういうこととして、出たところ勝負でいろいろ論議しようという態度なのか。やはり日本の態度によつてアメリカが具体的にさきに突つ込んだ提案をするかどうかということがきまらぬんじゃないか。単にアドバランを上げただけで日本の反応を待つというふうな外交政策だつてあるわけですから、しかし、これは十億ドルを出すと云いながらも、やはりある程度の資金も必要じゃないかと思うのです。そういう点もあわせて、外務関係、大蔵関係も受けるかどうか。さらに具体的な提案があれば日本としては受けるのだという案があれば、アメリカ自体としてもこのジョンソンの提案についての具体的な案というものが示されてくるのじゃないかと思つておるわけですが、ただ傍観程度なのか、反応が何ら示されていないのか、もちろんアメリカに對しての反応は時期尚早でしょうけれども、国内に今日どういふ反響が起つておるのか、もしそういうことが全然ないならば別として、あるとするならば、それを明らかにしてもらいたい。

○高橋(衛)國務大臣 先ほどお答え申し上げましたとおり、ジョンソン大統領の演説について、アメリカ内部でも裏づけになる具体的な計画があつたように聞いておられます。そんな関係で、具体的に一体どういふことを意図しているかということがある程度わかると、日本の政府といたしまして、もちろん東南アジアの開発については相当な関心を持ち、またこれを重大視していかなくてはならぬという姿勢については、これはもう異存のないところでございしますが、しかし、その内容いかんによつて、われわれとして、日本政府としての考え方をきめるべきである、かような考えを持つておるのでございしますが、何ぶんにも具体的なバックデータとなつておるのか、何方がはつきりいたしておりませぬので、その面では、なお、日本政府としてははつきりした、どういふ態度で臨むかというふうなことをきめる段階に至つていない次第でございます。

○加賀田委員 そうすると政府としては、そういう提案についていままでも何ら具体的な審議もされないし、あるいはそれについての政府自体の受け入れ態勢を準備するとかいふような動きはない。じゃ政府としては、そういうジョンソン提案に基づいてさらに具体的な提案があればその時点に立つていろいろ態度を決定する、こういう態度ですね。

それじゃさらに質問を交へまして、困連の下部機構になつておると思うのですが、特にアジア開発銀行の設立について今日いろいろ論議をされております。これは約十億ドルの資金に基づいて未開発地域を開発していかうという構想でありませぬけれども、これについては、日本自体としては、これはジョンソン提案以上に具体的な問題なんですけれども、私の聞くところでは、これについても積極的な姿勢をとつておるのか、これについていふことがまだ決定していないように考へられるわけですが、提案の法律改正の中では非常に積極性のある提案が見ると、どうも消極的な面が今日の政府の態度を見ると、どうも消極的な面が

あらゆる面に出ております。したがってアジア開
發銀行に対しての政府としての見解というものを
この際明らかにしてもらいたいと思ひます。

○高橋(衛)國務大臣 この問題について私からお
答へることがはたして妥当であるかどうかと存
じますが、一応私が承知いたしております範囲に
おいてお答へ申し上げることにいたしたいと思ひ
ます。

御承知のよりに一九六三年の十二月のアジア經
濟協力に關する特別會議を契機といたしましてこ
のアジア開發銀行設立問題というものが本格化し
てまいりまして、昨年の秋に本件についての専門
會議が開催されたわけでございます。それでその
具体的な内容に關する結論を盛り込んだところの
報告書が作成されて各政府に配付されてまいり
ております。それで本年の八月には政府レベルの準
備會議を、また本年の末には閣僚會議が行なわれ
るといふ大體の予定に相なつておる次第でござい
ます。大體そういうふうな経過になっておりまし
て、日本の政府としては、この問題について相当
積極的に、前向きに参画をしてまいつておる次第
でございます。もとよりこれは世界銀行との關
係、または世界銀行だけではどうしても及ばな
い、アジア地域に主体性を持ったところのそん
なアジア開發銀行というふうなものが、ちよつど
ラテンアメリカについて別個の開發銀行ができま
したと同じような趣旨において、アジアについて
も必要であらう。そういうふうな観点からこれを
積極的に取り上げて、アジアの關係諸國がそれぞ
れ出資をし、同時に、アジアの關係諸國と申しま
しても、資金的に少しでも能力のあるのは日本だ
けでございます。あとはありません。したがつて
域外からも相當な援助、つまり協力を必要とす
る。そういうふうな協力がどの程度やられるかと
いうような問題が、やはりこの問題についての一
つの大きなかぎにならうか、かように考へるので
ございます。そういう点も勘案しながら、しかしし
どこまでも、アジア開發銀行はアジアの銀行であ
る、アジアの關係の諸國の自主性に基つてこれ

を運営していこう、こういうふうな構想のもとに
この考え方を前向きに進めていきたいという態度
でおる次第でございます。

○加賀田委員 前向きと言つて——これも本店は
東京に置いてもらいたいという要請を日本がして
おる。そうすると主体となるのは、もちろんアジ
アの地域においては、政府も世界の五大工業國の
一つだと言つて自負しておるのですから、当然日
本が主体的態度をとらなければいかぬと思ひます
が、そういう意味で東京に本部を置くという提案
をし、十億ドルという資金の中で一体日本はどれ
ほど出す意思を持っておるのか。これは最終の決
定にはならないでしょうけれども、しかし何とし
ても東南アジア地域では資金力を持つてゐる日本
が積極的これを援助しなければならぬことは
当然だと思ひます。金を出さずしていいところだ
けをとるといふようなことは許せないと思つた
すけれども、一体政府としてはどれだけの資金
を出す意思があるのかどうか。それによつてこの
アジア開發銀行の設立の可能性も出てくるのでは
なからうか。結局、日本は技術的にも財政的にも
やはり相當な腹をきめてつき込んで、この銀行を育
成していかなければならぬと私は思ひます。それ
ども、そういう点について、これは大蔵省との關
係があるでしょうけれども、きよら大蔵省は来て
ないから、長官として知つてゐる程度明らかにし
てもらいたいと思ひます。

○高橋(衛)國務大臣 お話しの点、まことにデリ
ケートな点が多いのでございしますが、内話として
は、向こうからのいろいろな要請はございするけ
れども、具体的にまだこちらの意見を回答できる
ような段階には至つてない次第でございしま
す。御承知のよりに、中期經濟計画では、昭和四
十三年度において經常収支においてバランスをと
るといふ計画にいたしておりますが、幸いにし
て、すでに昭和三十九年度において經常収支にお
いてバランスをとつてまいりました。しかしなが
ら今後二、三年の間の國際貿易または國際収支の
關係がどんなふうになるかという点について

も、いろいろ慎重に検討を要する次第でございま
すし、また資本収支において従来どおり大體予定
された長期資本の受け入れが日本に可能であるか
どうかという点も考へる必要がある。そん
なふうな面から、できるだけの協力はいたした
いが、しかしながら日本の許容し得る限度とい
うのもまた十分に検討していかなければならぬと
いうことで、いろいろ内話はございしますが、まだ
それに対してお答へできる段階に至つてないとい
うのが現在の事情でございます。

○加賀田委員 私が開いたのでは、最低二億ドル
ぐらゐは出してもらわなければ、東京に本店を置
くと言つて大手を振つてゐるのに、そういう任務
を果たせないではないか、こういうことで具体
的に、やはり東南アジア各地域は日本の主体性を
要請すると同時に、そういうことが要請されてお
るわけですが、そういうことは内閣の中でいろいろ
議論されて、それくらいの程度の協力はしなけれ
ばならぬとかなんとかいふ話は進んでないので
すか。

○高橋(衛)國務大臣 まだそれらについて政府部
内の意見の調整が十分つておりませぬし、した
がつてもう少し時間を要するかと考へておるよう
な次第でございします。

○加賀田委員 どうも二、三年前から、こういう
話が具体的に進んで、いま当初に申し上げたとお
り外部的には積極性があるようだが、いざ金を出す
といふことになると非常にしぶつて、東南アジア
地域の開發について協力するようなせぬような、
どうも商業ベースに乗らなければ協力しないよう
な、逆にいえば、東南アジアについて、未開發地
域の開發に協力するといふながらも、經濟植民地
的な要素を含まなければどうも日本政府としては
踏み切れないようなにおい東南アジア各國に与
えておるのではないか。したがつて、そういう二
億ドルの要請があれば、それはこたえる、しか
し、具体的に日本に本店を置くなら置いて、日
本の政府が積極的に責任を持つて開發をやつてい
くんだという姿勢がなければ、私は先進國だとい
う——あるいは田中大蔵大臣は先進國だと言つ
ておるよりすけれども、とにかくアジア地域に
おいては少なくとも先進國といわれるけれども、
そういう姿勢がどうも欠けておるよりに思つので
す。したがつて、今度の法律改正でも、資金の一
つの窓口を開いたわけですから、やはりそういう
積極性がなければほんとうの東南アジア各國に対
する先進國としての立場を果たし得ないのでな
いか、したがつて、政府としてそういう商業ベ
ースを離れた、真に開發に協力しようという姿勢が
あるのかどうか。これを開發するにはいろいろ
面があつて、今日の世界の國際的な紛争を緩和す
る方法においても、全世界の民衆の上下というよ
うなことがなほはだしい現状の中では、これを
できるだけ縮小しなければいけない。さらに、も
つとそういう先行投資的な意味も含めて開發に積極
的に乗り出せば、やはり海外市場については將來
貿易の伸長も望み得る、こういう經濟的な面と、
政治的といふまじょうか、世界の平和を堅持する
ための一つの方法としてこういう問題が國連の中
で議論されておるわけですから、そういう意味で
はもつと積極性があつていいんではないかと思
つたのですが、ほんとうにこの開發銀行について、政
府としては何らそういう具体的なない段階にある
のかどうか。われわれとしては、もうすでにそん
なものが議論されて一定の方向というものはき
まつておるのではないかと思つたが、どうなん
でしょう。

○高橋(衛)國務大臣 東南アジアを中心として、
低開發國に対する開發協力という意味で基金がで
きたわけでございますが、御指摘のとおりこれは
昭和三十六年にできたわけでございしますけれど
も、三十六年、三十七年の二年間はわずかに九億
の貸し付けにとどまつたわけでありました。しか
し、三十八年にはこれが二十九億円になりました
た。三十九年には六十五億、四十年度は百五億
程度予定しておるわけでございますけれども、
これは具体的に申し込みがあつたプロジェクトに
ついて、それそれ検討して、前向きにそういうよ

○高橋(衛)國務大臣 東南アジアを中心として、
低開發國に対する開發協力という意味で基金がで
きたわけでございますが、御指摘のとおりこれは
昭和三十六年にできたわけでございしますけれど
も、三十六年、三十七年の二年間はわずかに九億
の貸し付けにとどまつたわけでありました。しか
し、三十八年にはこれが二十九億円になりました
た。三十九年には六十五億、四十年度は百五億
程度予定しておるわけでございますけれども、
これは具体的に申し込みがあつたプロジェクトに
ついて、それそれ検討して、前向きにそういうよ

うな計画をぐんぐん進めていくという事にして
おりますので、どうやらこの海外経済協力基金と
いうものも軌道に乗ったという感じがいたしてお
りますので、そういう全般的な面については今後
に御期待をお願いいたしたい、かように考えま
す。

それからアジア開発銀行につきましては、これ
は日本といたしましては、あるいは欲ばった考え
かもしませんが、日本の経済力の許す範
囲においてできるだけ負担を少なくして、しかし
日本が中心の立場をとって企画立案をし、推進
をしていく、こういう考え方になりたいたいの
がだれしも望むところであると存じます。ただ、
この問題、しからばアメリカその他の諸国が一体
どの程度出してくれるかという点についても、こ
れは全然明確じゃございません。そういう点も兼
ねあわせて、われわれとしてはそれぞれ双方前向
きに積極的に行うんだという姿勢を整えながら、
またある程度の政府内におけるところの意見の
調整をかりつつ、ぜひ積極的にやっつけていき
たい。しかし、具体的にどれだけ出すのだというこ
とをいま申し上げることは、これは引込みのつ
かぬことになるわけでございますから、そういう
意味で、政府としての姿勢だけをお答えとして申
し上げておきたいと存じます。

○加賀田委員 長官を買めても、これは実際問題
としては解決しないと思うのですけれど、どう
も金は出したくないわ、イニシアチブはとりた
いわ、かつこうだけはよくしたいわという印象がや
はりあるわけですが、しかしそれは東南アジアの
諸国は許しません。相当期待を持っていると同時
に、日本が非常に消極的だという、さいせんも長
官の言ったように、国民所得の百分はやはり未開
発地域の開発のために出すべきだ、それに日本が
賛成しておりながら、現在はたしか半分以下の
○四五ぐらいです。そういうことは実際に東
南アジア未開発の地域に対する日本の不信となっ
て、そういう声が出てくるわけですから、審議さ
れ、会議が踊るのはいいですけれども、そういう緊

迫した情勢にまできているわけですから、これは
政府としては早く明確にしてもらわなければなら
ぬと思うのです。それについて政府としては、いま
申し上げたように消極的な態度がやはり過去に見
られるわけですが、一つは、長官が出席されている
と思うのですけれども、総理府の中に従来海外経
済協力審議会という審議会がございましたね。こ
れがそういう東南アジア、アフリカ等の未開発地
域について、対外的にどういうふうにするかとい
うことを基本的に審議しているはずなんです。こ
の経過は一体どういうふうになっているのか、ひ
とつ御説明願いたい。

○高橋(衛)国務大臣 非常に身がってな主張だ
という御批判でございますけれども、日本自体とい
たしましては、御承知のとおり低開発国に対する
ところの日本との貿易の関係は、どつちかと申し
ますと片貿易なんです。したがって、どうしても
その地域の開発投資をし、そしてその産品、ま
あ一次産品が主になるかと思えますけれども、た
えばトウモロコシ等はアメリカにほとんど依存
しておいたのをタイに漸次転換してきているとい
うのが一つの適例かと存じます。砂糖についても
同様でございます。そういうふうな開発投資を積
極的に進めることが今後の日本の貿易を拡大し
いくというところのために日本自体にとつても絶対
に必要なことだ。したがって、金額をただいま具
体的にお答えできませんのは、これはひとつぜひ
御了解願いたいと存じます。姿勢として非常に消
極的だというふうにおとり願うことは私としては
非常に心外でございます。

それで、ただいまお尋ねの海外経済協力審議会
という問題は、これはしばらく開いておりません
が、経済閣僚懇談会の席または輸入政策懇談会と
いうような会合も前の池田内閣のときに開いたこ
ともございます。そういうふうな場を通じまし
て、こういうような問題を絶えず政府内でも非常
に熱心に、どこにどういうふうな方法で開発投資
をすべきか、またその片貿易を直すか申しますか
調整をして、そして輸出の促進をはかることがで

きるかという問題については、政府としては非常
に重大な関心を持ちながら、絶えず前向きにいろ
いろな施策を講じてまいり所存でございます。
○加賀田委員 これは二年ほど開かれてないん
じゃないですか。政府の内閣では、やはり外務省
は外務省で独自のプランを立てていく、大蔵省は
大蔵省としていろいろな意見を持っている。通産
省は通産省としていろいろな意見を持ってかつてに
やっていた。そういう各省はばらばらの計画という
ものを総合的にきちっと決定する機関としてこの
審議会がつけられたわけですから、池田さんが東
南アジアへ行く前にはごちゃごちゃしてしました
けれども、あとぶつと切れてしまっている。何
ら審議会によつて総合的な計画が立てられていな
いのです。せつかくそういう審議会をつくって総
合的な未開発地域に対する開発計画をわが国が立
てていく、こういつて踏み切ったのに、二年間
開店休業という、こんなことで積極的だございま
すというところは言えないではありませんか。姿勢
は積極的に行動は消極的だということですか。こ
れは一体今後どうするつもりなんです。

○高橋(衛)国務大臣 御指摘のとおり、海外経済
協力審議会は総理府の主管でございますけれども
も、約一年半開かれていないことは事実でござい
ます。しかしながら、海外経済協力についての具
体的な問題につきましては、たとえばこの法律の
改正が外務、通産、大蔵、それぞれみな関連して
おる問題でございまして、そういうふうな具体的
に法案の改正をし、前向きに準備をしていくとい
うような事柄については十分いたしております
し、また昨年輸入政策懇談会というものをにつくり
まして、これまたこういう問題について各閣別に
それぞれ輸出のアンバランスをどうして調整す
るかというふうな問題について検討してまいって
おるのでございます。これは他の総理府の主管の
問題でございまして、なぜ開かれないかという
理由については私もよく承知いたしております
が、前向きであるということについては、われわ
れは何とかしてそのような方向に責務を果たした

いという熱意であることだけはひとつ御了承願
いたいと思えます。
○加賀田委員 前向き前向きと言いますが、ではこれ
から、いろいろの形を各省で研究されているので
すけれども、一体総合的に決定する機関をどのよ
うに考えておるのですか。先般も外務省は外務省
でかつて未開発国の援助問題について審議をし
て発表をするというふうなこともされております
が、一体政府としてどの機関に将来この問題を集
約されようとしておるのですか。個々ばらばらでや
られておつては、実際に速度も鈍ってくるでしょう
し、各国に与える影響というものも、非常にいま
申し上げたような明確な点を欠くだろうと思つて
申す。将来それは審議会を再度生かして統合する
のか、あるいは別個の機関を設けてそこで統一的
な見解を出すのか、その点だけ明らかにしてもら
いたいと思えます。

○高橋(衛)国務大臣 ただいまの問題は、この海
外経済協力基金をつくります際にも政府内でも非
常に大きな問題になりまして、外務省、通産省、
大蔵省、それぞれ非常に熱心な関心を示し、なか
なか調整がつかないような点もございました。そ
んな関係で、総合調整官庁であるところの経済企
画庁がこれを主管する、こういうことに相なつて
おるのでございます。ところが事実問題として
は、なかなか経済企画庁にもそれほどの専門家、
スタッフをたくさんそろえておるわけでもござい
ません。そういう関係から、むしろ海外経済協力
基金自体において、これは調査をでき得る機構に
相なっておりますので、調査を進め、自主的に、
これがどんどん積極的に動いていっていただくよ
うに、先ほども申し上げましたように、よりやく軌
道に乗ってまいりまして、昨年ごろから急ピッチ
にこれが積極性を帯びてきたという事は非常に
喜ばしい傾向だ、かように考えまして、こういう
ふうな今後の資金の手当て等についても万全の処
置を講じていきたい、かように考えまして、法案
の御審議を願つておる次第であります。

○加賀田委員 どうも長官に答弁を求めるのは困難だと思ふのですけれども、やっぱり各省がばらばらでどういふものを研究したり、実施したり、あるいはPRして報告したりという、そういう態度ではなくて、最終的にはこの機関で総合的に決定するのだ、こういう機関というものが私は要るのじゃないかと思ふ。そういう機関を設けておかなければ、やはり各省間のなわ張り争いのような感じがしてならないので、それは要望であります。やはり早急に政府内で、いま申し上げたような従来の海外経済協力審議会を生かすのか、別個にやはり相当権威のある総合機関というものを設けるのか、こういうものが明確になって、そこへ最終的に指導していかなければ、これはほんとにすっきりとした海外援助というものができないのじゃないか。ぜひ長官としても、本委員会の意思を体して、そういう問題に対して早急に明確な態度をとってもらいたい。そうでなければ、基金だけをふやした、基金がふえてくると、これは経済企画庁だ、いや通産省の意見も聞かなければいけません、大蔵省は輪銀を握っておいて、これはおれの分野だ。最近新聞にも出ておりましたけれども、外務省は外務省として、低開発国の援助問題について相当積極的な、われわれとしては賛同すべきいふ案を出しているわけです。しかし、外務省がこんなものを発表して、一体それについての資金の裏づけを大蔵省がするのかどうか、通産省がそれについて協力するのかどうか、基金自体もどのようにならぬか協力するのかというような問題が総合的に決定されなければ、これはアドバリンだけで何も実効があがってこないと思ふのです。外務省の人は来ていないですね。——この案について、長官、事後でも事前でもいいですから、何か御相談に応じたことがありませんか。

○高橋(衛)國務大臣 たいま御指摘の外務省の案として新聞に出ておりますものは、まだ外務省の事務当局段階で検討している内容が外に出たもののように承っております。したがって正式な協議または外務省の意見としてわれわれはその提示を受けたことはないような次第でございます。しかし、先ほど来の加賀田先生の御意見は、おそろしく経済企画庁もつとつかりやれという御激刺だ、かように存じますが、私どももいたしまして、この問題は、各省の権限争いのためにこの仕事がおくれるとか、または何らかの支障を生ずるというようなことがないようにという趣旨をもちまして、実は昨年以來海外経済基金そのものの自発的な活動を強く要請してまいっております。またそのことがだんだん実を結んできておるように見ている次第でございます。

○加賀田委員 私がいま申し上げたような最終的な総合的に決定される機関が必要だというのは、こういうことなんです。これは二十日のアジア太平洋地域公館長会議で外務省として明確に発表して、その案がその会議によって決定されているわけです。しかも、この内容というのは、われわれが従来期待してきた諸外国の海外援助の線に沿うた金利とか、あるいは返済期間というものも相当長期にわたっております。しかし、外務省だけではこの問題を実施することはできないわけです。たとえは金利なんか二・五%、あるいは期間は二十年以上というふうなことで、できれば海外援助の米、英、仏、西ドイツ等が行なっている期間二十年から三十年以上というふうなところまで努力したい、こういうふうな非常に具体性のある発表をされておるわけです。こういうものは実際問題として館長が各国で発表されていくと思ふのです。発表されていきながら、国内で大蔵省も通産省も知らなかった、あるいは新聞を通じて知って、いるという程度だ。しかし、この線が最終的に政府の態度として決定されれば、各国に与える影響は、やはり日本は当初言っていたと同じように努力するのだ、こういう印象を与えるでしょうけれども、こういういふ案が発表されて、いざ政府の中で論議されたら、いやそれは三分五厘ではどうだ、長期なことでは、日本は今日の財政力から困難だ、というふうなことから、これが後退した場合は、

各国に与える日本の信用度というものに非常に私には影響してくると思ふのです。そういう意味で私は懸念しているわけで、政府のいろいろな内部機関で論議される過程ではないと思ふが、しかし対外的に発表されるような場合は、もつと実行の問題が提起されるような場合には、もつと実行する基礎がきちつと固まらなければならぬと私は思ふのです。ところがいま申し上げたように、外務省は外務省として非常にいい案を出す、大蔵省はきんちやくのひもを締めてなかなか出してくれないというふうなことから、特にさいせん申し上げたような日本に対する期待が大きいのですから、こういう点では私は非常に不信感が増大することになるんじゃないかと思ふのです。したがって、これは相談を事前に受けていないとするならば、これについての質問は省略いたしますけれども、やはりこういうものは、外務省は外務省で発表したのだから大蔵省や通産省や企画庁は知らぬというふうなことで、国内では通るかもしれないけれども、国外ではそうは通らないと思ふ。したがって早急にこういう総合機関というものを設置する必要があるんじゃないかと思ふのです。これは外務省の問題ですから、相談を受けていかなかったとするならば質問を展開するわけにいきません。それから、今度の法律では新たに十億の資金を資金運用部から借り入れるということが一つの趣旨になっておりますが、この海外低開発地に対するいろいろな援助について今日問題になっておるのは、輪銀と基金との関係がどうも不明確な点があるというところじゃないかと思ふのです。輪銀のほうは、輸出に対していわゆる国際競争力を強化するために、できるだけ国際的な金利において援助する、こういう商業ベースを中心にしてやっているわけですが、基金の行なっている事業も現在の輪銀のほうが行なっているんじゃないのですか。どうしてこれは明確な線とかが引けないのですか。しかもこの基金のほうは長官の担当であるし、輪銀のほうは大蔵省の担当だ。そういうものを調整するためには、理事同士が定期的に

集まり、これはおまえがやるか、これはおれがやるかというのを相談しなければ運営できないという非常に不明瞭なことをやっているわけです。これは基金制度というものができたのですから、基金制度というものはやはり開発を中心としてやっていく、輪銀は輪銀としての本来の使命だけをやるというふうな明確な線を私は出していかなければならぬと思ふのです。さいせんの外務省の発表した中にあるのは、また総理大臣の直轄機関としてそういう基金制度のようなものをつくり、こういうふうな構想なんです。外務省は外務省で総理大臣の直轄機関というののも一つ考えている、企画庁は企画庁として基金によってそれをやっていく、大蔵省は大蔵省として輪銀を通じてそういうものをやっていく、こういう三本——これは一本はまだ明確になっておりませんが、こういう各省ばらばらなことで開発計画というのはいくらも、発足当時にはいろいろの問題がありましたから、発足当時にはいろいろの問題がありましたから、すでにこの基金が動き出してから大体四年ほどになるわけですから、この際輪銀との業務範囲というものを明確にする必要があるのじゃないかと思ふのです。この点について、いままで双方の理事間における協議機関等を設けて調整しているというのを聞いておりますが、そういう調整の必要のない明確な制度というものをつくくる意思がないかどうか、あるいは輪銀に対して長官としても今後そういう問題を提起して明確にする気持があるかどうか、この点を明らかにしてもらいたいと思ふ。

○高橋(衛)國務大臣 前段のアジア公館長会議については別段答弁を要求しておられぬようでありましたが、私も実は二時間程度その会議に出席をいたしました。いろいろ要望が出たことは事実でございますが、日本の政府として何らか意思表示をどういふふうにするのだということをやったというところは、少なくとも私の出席してある限りにおいては聞いておりません。それで御承知のと

おり基金におきましては、最高二十年まで、三分五厘程度の金利まではなし得るといふ前例もあるわけでございます。ある程度はその要望にこたえ得るといふことになるのじゃないかと思つて、私もかつて東南アジア等を視察いたしましたし、御指摘のように、ほとんど何もしてやると言ひながら、さあ具体的な案件になると一向にやらない、あつちだ、こつちだといつて持つて回られるといふお話をよくお聞きいたしました。その点日本の政府として非常に考えなければならぬ点だといふことは痛感いたしておる次第でございます。そういう事情でございます。政府としては、海外経済協力基金、すなわち三分五厘、二十年程度までというものは現在の段階においても十分準備をいたしております。それ以上さらに条件を緩和するといふ問題については、なおまだ決定いたしておる次第ではございません。

なお、いま一つ輸出銀行と基金との関係でございますが、基金については東南アジアその他低開発地域という、地域についての一つの限定がございます。これが一つの特徴でございます。それから輸出銀行はどこでもコモーションベースで市中銀行の補充をするというたてまえに相なっておりますが、基金の場合にはむしろ開発投資で、農業とか土木関係とかいうことになりまして、どうして長期低利を必要とするので、こういうものについては基金が重点にならうと思つて、しかし、その間にあつて双方のボーダーラインになる案件もあることは事実でございます。大体の標準は、期限十年ぐらゐの限度として、十年以上のものは当然にもう基金で扱う、それ未満のものについては輸出銀行において扱う、しかし十年に近いところで、これは基金でやったほうがよくはないか、また輸出銀行で扱つたほうがよくはないかといふ問題がございますが、そういうボーダーラインに關する問題、また金利をどの程度まで下げ得るかといふ問題、そういう点については理事間で協議をしてやうといふことではあります。もととも当初の出発が、輸出銀行のスタッフも

らえて、そこからブッシュしてきたような経緯もございまして、その間その摩擦があつたり、また混乱があつたりするようなことはなしに、だんだん成長してまいりまして、今日ではだんだんその分野が明確になってまいりましておると考へておる次第でございます。なお、アメリカ等におきましても輸出銀行とAIDと二本立てでやつておる、こういうようなやり方がやはりどうして必要じゃないかといふふうな考へ方を現在持つておるわけがあります。

○加賀田委員 それは輸出銀行とこの基金とが必要じゃないといふことは言つていないのです。いまの日本の双方の業務というものは相当重複しているような点があるから、理事会の懇談会かなんかを定期的にやつておるのですが、この点が明確になれば、これは不必要な会議だと思つておる。基金のベースに乗らなければ輸出銀行に行つてく

ださいといふは済むし、輸出銀行のほうで、それは基金のほうで援助してもらつたほうが期間も長くなるしといふようなことになれば、これは基金のほうでやる。一つの問題を双方寄つて、これはおれどころでしようとか、これはおまえのところでやれといふようなこと自体が、どうも機関としてすつきりしないのじゃないかと思つて、だから、基金といふものができたのですから、とにかく低開発地についてのいわゆる融資はできるだけこの基金でやる、こういうことで明確にしておいたほうが将来ともいいんじゃないかと私は思つておる。大蔵省も一たん握つたものについて業務を縮小するといふことは、これは日本人の悪い癖ですけれども、なかなか承服しないので困難ですけれども、これから基金制度といふものをさらに充実していこうと思へば、私は、その点をやはり明確にすべきである。しかもそういう時期がきておるのじゃないかと思つておる。一、二年では、いままでの輸銀業務について練達した方もありますから、基金としてもある程度の助言を仰ぐことも必要だつたでしょうが、もうすでに発足して四年になれば、独自でいろいろなケースを審議して決定

する能力、機能というものはあるわけですから、この際その点はやはり明確にして、もちろんこれは大蔵省との折衝を通じなくちゃいけないと思つけれども、今後各国の要請されている基金制度といふものについてさらに努力をし、そういう体制をつくらうと思つれば、当然私はそうすべきじゃないかと思つておる。政府としては、現状のままこれからの二つの機関が推移していくのか、あるいはできるだけ折衝してそういう方向に努力されるのか、その基本的な態度をひとつお聞かせ願ひたいと思つておる。

○高橋(徳)國務大臣 御意見の趣旨は同感でございます。また、現実の姿としても、低開発国向けは低利長期を要求するものでございまして、漸次基金の占める部分が多くなつてまいりてきておることも事実でございます。ただ、低開発向けにつきましても、当然コモーションベースで、輸出ベースで十分だといふ案件もございまして、地域によつて分けるということが妥当ではないか。

やはその条件によつてそれぞれ分ける。しかも、具体的なケースになりますと、まあ、これは急に金が何だから輸出ベースでやつてもらえぬかといふ話をする人も確かにあり得ると存じますので、その辺のわずかなボーダーラインの層につきましては、やはり今後も調整をとりながらやることによつて、そんなに弊害もなく漸次それが円滑なものになつていく、かように私は存じておるわけでございます。

○加賀田委員 これは政府間のベースでいろいろ問題が論議されるとするならば、一応それは基金のほうで取り扱うかあるいは輸出銀行で取り扱うかといふことも一つの論議があると思つておる。実績を見ますと、ほとんど民間ベースです。だから、民間ベースで提出されたものがあらためて双方の機関を通じて論議をして決定する、こういう形は、自主性といふものがやはりお互いにあるのですから、行政上とすべきではない。だから、いわゆる誕生した経緯について、そういう点が一時的にあるといふことはやむを得ないとしても、

いま申し上げたような相当の実績を積んできたのですから、この際その点は明確にすべきじゃないかと思つておる。民間ベースだけぐらゐは、基金は基金の独自性に基つき、輸銀は輸銀の独自性に基つき、問題を処理していくという形——本来やはり輸銀は輸銀としての商業ベースの貿易振興をはかるという、やはり国際競争力に耐え得るといふ体制の中で本質的な業務を行なうのが輸銀の使命だと思つておる。せつかく基金ができたのですから、何だか事務が重複しているような形は将来ともとるべきではないと思つておる。まあ、長官として、そういう問題について、この点はやはり将来の努力目標としていただかなければならぬと思つておる。

○高橋(徳)國務大臣 六分五厘の予定でございます。それから、今度の法律改正で資金運用部資金から金を借りるわけですが、金利は何ほどですか。

○加賀田委員 そうすると、六分五厘の金を借りて、しかも、いまは計画されていませんけれども、債券の発行をするということになると、資金コストの面で、これは六分五厘の金を借りて三分五厘で貸しているという商売はないわけですから、一体、政府自体としてどうしてこういうことを認めたのですか。大蔵省との関係もあるのだから、一、政府がわかれとして理解できないと思つておるのですが、われわれとしては理解できないのです。何とか政府機関の中でそういうふうな形をとらうとして、すつきりと三分五厘なら三分五厘の資金といふものをやはり基金の中に導入するような体制をとらなければならぬ。六分五厘の金を借りて三分五厘で長期に貸して、いかにいふようなことは、実際に金融機関として適切なかどうか。将来とも問題が起らないかどうか。あと交付金の問題がありますが、そのつど大蔵省との折衝で毎年こういう問題が起つてくるのではないか。結局大蔵省にぐつと首筋を握られて何もできないといふようなことになつて、お前ら、交付金がはしければおれたちの言うことを聞けといふことになる。現在もそういう傾向は

ありますけれども、これは折衝の過程でどうなつたのですか。

○高橋(衛)国務大臣 この法律において特に交付金の規定を入れましたのは、まさにたたいま御心配のような点がありましたので、その規定を特に入れたわけでありまして。しこうして、これに関連して、関係省の事務次官の間で覚え書きの交換等をいたしました。その点円滑に、首根っこを押えられることがないようにという大体的方向でそのことを進めていく予定でございます。

それから、もう一つ申し上げておきたいと存じますのは、輸出入銀行は資本金に対して三倍が借り入れ金の限度でございますが、海外経済協力基金におきましては二対一でございます。政府出資はゼロ、つまり、資金コストがゼロでございます。一方は六分五厘でございますから、かりに限度一ぱい借り入れをいたしました場合におきましては、六分五厘の半分を資金コストとして取るということにならうと思ひます。

なお、債券の発行の問題でございますが、債券を発行するつもりは全然ございません。これは運用部資金のほうで、債券発行をするところではない。その貸し出しをすることができないというたてまえになっておりますために、債券を発行できるように立案した次第でございます。そう御了承願ひます。

○加賀田委員 しかし、そういう双方覚え書きをつくらなければならぬやうなやり方というものはどうも不明瞭で、政府の一般会計から困難であれば、資金運用部資金の中で何か特例を設けて三分なり二分五厘で貸すとか何とかというにすればすつきりするではないですか。これはそういう交渉をされたのですか。あとまた交付金をつくり、覚え書きをかかわらうという、そういう政治的な配慮もあつたのですか。一べんその経過をはつきりさして下さい。

○高橋(衛)国務大臣 御承知のように、資金運用部資金はいろいろな貸し出し先をこうして限定をいたしておるのでございますが、最低が六分五厘

ということに相なっております。したがって、もしもそれを二分なり三分なりという安い金利でかりに融通するというになれば、その赤字だけは一般会計から補給を要するというところでございませぬので、結局回り回って一般会計の負担になることは当然でございます。資金運用部資金自体が赤字になる。そういうような関係から、直接基金に対して交付金を出すことができないというたてまえにして、赤字は基金自体において補充していき、そういう考え方になっておるわけでございます。

○加賀田委員 そこで、結局交付金は、名前は交付金ですが、これは利子補給ですよ。政府機関における利子補給金制度というものは、造船廠以外いろいろな論議されて、そういう政策、行政指導はできるだけ削除しようという態度をとつてい。再び利子補給という問題がここに頭をもたげてくるというところは、政治の方向として私はよくないと思ひます。もちろんこれは、職員給与とか一般経費とかいうような形になっていくでしょう。しかし、それが適用された項目はそうであらうけれども、全部のプールの中でそういう六分五厘の金を借りているから赤字が出てくるのであつて、実質的なものは利子補給と同じ性格を持つてい。ことばの上では職員給与だというやうな形になるでしょうけれども、これはここで決定された今日においていさぐこのことをどうするということには困難でしょうけれども、政府の態度としては、こういう基本的な問題は今後やはり慎むべきではないかと思ひます。そういうことで、これはいさぐどうこうということはないですねけれども、やはり利子補給的な性格というものは将来いろいろ疑義を起こすことになってまいりました。前にもいろいろ問題が起つたのですから、こういう問題については、やはりそういう交付金制度というやうなものならぬやうな方向で、一般会計からできれば一番よいのですけれども、財源の余裕がないので大蔵省がうんと言わぬでやるのは困難だろうが、そういうことで御協力願ひたいと思ひますが、どうですか。これは実績を見ま

すと、さいせん申し上げたやうに民間ベースがほとんどなんです。将来この基金制度としては、政府間におけるいろいろな協定とか、あるいは各国の企業に直接融資のできる道も私はあるのじゃないかと思ひます。そういうことについての申し入れとか提案というものは従来なかつたのかどうか。あつたけれども基金のベースに乗らなかつたからそれが拒否されたのかどうか、この点について、今後もそういう事態があればやろうとするのかどうか、この点をちよつと明らかにしていただきたいと思ひます。

○高橋(衛)国務大臣 法律的には、政府借款の場合においてもこれを除外するたてまえには相なつておりません。過去の事例を調べてみますと、インドとの円借款の場合におきましては、これは従来沿革がございまして、またこの経済協力基金が発見当初でございました関係もございまして、従来の沿革のとおり輪廻で扱つたというふうな経緯がございまして、先般台湾との間に円借款の協定が行なわれたわけでございます。この中に曾文溪の多目的ダムについての四千四百万ドルという問題がございまして、これについてはやはり基金でもって扱うというのが至当であらうか、かように考へておる次第でございます。ただし、この問題につきましても特に条件をつけまして、日本の政府が経済的、技術的に妥当なりと認められた場合においてこれをやるということになっておりますので、時間的にはなほいさぐ少し経過を要するか、かように考へております。

○加賀田委員 台湾の問題が出ましたが、台湾は純然たる低開発地域に対する融資ではなくて、これは政治的な背景があるわけでありまして、今度の日立造船との問題で、やはりこれは一億五千万ドルの経済援助をするから、できれば黙つていくれというやうな背景があつたわけですね。基金本来の性格で政治的な背景というものは私はあつてはならないと思ひますが、このことは別として、この基金によつて、今日まだ妥結は見えておりませんが、日韓会議が成立いたしますと、

やはり有償二億ドルについて基金がこれを引き受けることになるのですね。そういうことになるのじゃないですか。

○高橋(衛)国務大臣 大平メモにはそのとおり書いてある次第でございます。

○加賀田委員 やはり二億ドルといひますけれども、現在の基金の財政力、いわゆる融資力からいって、七百二十億円という膨大な金を基金が全部しよつて、他の低開発についての基金の運営について影響はないのかどうか。しかも昔聞伝えるところによると、そのことのために資金運用部資金からの融資の道を開いたのだ、こういうことがいわれておるのですが、一体大平メモには書いてあるけれども、基金としてはそういう問題について引き受ける意思を持っているのか。これは国際的な関係なんですから、基金だけがすべてを負担するということよりも、何か特別会計でもつくつて、日韓会議の成立に基づいて、無償はもちろん特別会計とか何かにするでしょうけれども、有償と合せて五億ドルという経済協力について、基金を利用するということではなくして、何か政府としては特別会計等によつて処理すべきだと私は思ふのですが、そういうことで、今後の基金の運営に支障を来たすと私は思ふのです。だから長官としては、そういう問題について引き受ける意思があるかどうか、このことを明確にしてもらいたいと思ひます。

○高橋(衛)国務大臣 この長期低利借款、いわゆる大平・金メモでございますが、これが先般インシャルを交換された内容にも相なつておるわけでございますが、これが総額二億ドル、十年間均等供与、金利が三分五厘、償還期限は二十年ということに相なつております。そういうやうな関係から、これは輪廻ベースでは絶対に引き受けられぬ性格のものであらうと存じます。したがつて輪廻ベース以外で引き受けるとするならば基金以外にない、こういうふうなことになると思ひます。しかし基金といたしましては業務方法書その他において

いさぐはつきり明確にいたしておりますように、

償還の見込みのあるものというよりなこともいろいろあり、個々のプロジェクトについて貸していくというたてまえでありますので、仮定の問題でありますけれども、日韓条約が発効した後にはたしてどういふ形になるかというようなことについては、たゞいま十分な検討をいたしておる次第ではございません。今回提案を申し上げたのは、いままでの、つまり具体的に低開発国に対する貸し付けの計画をすつと検討した結果、どうしても金が足りないという結論に達しましたので、しかも政府の財政事情等の関係から、政府の財政資金のみによるというよりは、どういふふうな開発基金の制度をつくつた次第でありまして、どういふ日韓関係また台湾関係を予定して御提案申し上げた次第ではないわけでありまして、

○加賀田委員 それはちよつとおかしいです。とにかいままの投資承諾額は百二十億あるのですね。百二十億のうち四年間に貸したのは八十六億しかない。残額三十二億以上あるでしょう。そこへまた十億入ってくる。そうすると四十二、三億という金があるわけです。本年特にどういふ需要の増大に基づいて積極的にやるという別個のものがあるれば別として、台湾から要求された四千四百万ドルについても基金が引き受けなければならぬ。日韓会談も政府は一生懸命に急いでおる。これは韓国でも経済侵略だといつて相当反対の声がありますから、将来は別としても、これは二億ドルという金を基金が引き受けなければならぬ。こういう背景の中で、やはり一対一の融資ができる道を開くという以外には私はないと思う。だから本年度全然融資額がなくて、どうしても一般会計に余裕がないからと大蔵省が突つたら資金運用部資金のほうでちよつと出すというのではなくて、現在だつて、いままでの実績から見れば、本年度特にそういう要求が膨大になるといふようなことは私はない得ないのではないかと思う。十億をたとへ二十億にしよつと、四十億から五十億という金はやはりできるわけです。したがつて、そ

ういふものは何か国際間の問題であつて、一つの民間ベースあるいは正常なる外交の中で政府の問題でなくて、日韓会談という一つの政策的な、国家間における政策の中で生まれてきた二億ドルという有償基金が担当しなければならぬというところだつたら、さいぜん申し上げたような他の開発計画にも影響してくるでしよつと、いま申し上げたそういう特別なワケを設けてさらに一対一の融資ができるような道を開かなければならぬといふことは、だれが考えても、二億ドルの背景があつて、今日その道を開かなければそれにこたえることはできない。返済能力云々、これは無償の中から差し引くことができる。一方では政府が三億ドル出しておる無償で、その財源から差し引くことができるのですから、政府間の中で韓国さえ了承すれば相殺することもできる。それは返済能力もあるでしよつと、それではあらためて各案件について審議しなければ返済能力といふのはないと思ふ。だから、どうしてもわれわれとしてはそういう日韓会談の二億ドルの有償基金が引き受けるといふことについて、将来に對して大きな問題があるし、基金自体についても、そういうことはないのだと言つても、これはことばの上だけです。われわれは実際に証拠を持って云々といふわけじゃないのだけれども、やはりわれわれの感覚としてはそういう感覚を持たざるを得ない。もつと基金としては将来をどういふものを別個の特別会計として処理してもらいたいというような態度をとるべきだと私は思ふのですが、いま申し上げたのとおり、既存の金融機関としては、基金しかないのだからしよつとやるというふうな消極的な長官の受け取り方ではなくして、もつと明確に將來基金を伸ばしていくこととするならば、そういう日韓会談の云々にかかわらず、低開発の地域に對する開発を積極的にやるのだ、どういふふうな姿勢をとるべきだと思ふのですが、どうでしよつと。

○高橋(衛)國務大臣 そんなに金が要らぬはずだといふおことばでございますが、どうやら軌道に乗つてまいりまして、九億円が約三十億円になり、さらに六十五億円になるといふふうに相当軌道に乗つてまいりましたので、したがつて四十年間においてはある程度の資金の手当てをいたしまして、大体十八億円だけ余裕ができるという計画に相なつておりますが、御承知のとおり長期のプロジェクトでございますので、一時に金を出すということがない。年度を変えて区分して出していい。したがつてある程度の余裕がなければその第一年目の最初の貸し付けもできないといふことになるわけでございますので、十八億円の余裕では非常に私ども少ないと思ひますけれども、これはもつと財政の事情その他で、やむを得ず予算の編成の過程において私どもこれに賛成せざるを得なかつたわけでございます。したがつて少なくとも予算編成の過程、この法律案をつくります段階におきましては、どういふふうな問題を全然対象にしないで御提案申し上げたことだけははつきり申し上げることができます。ただ今後の問題として、しからば台湾の關係または日韓の關係をどうするか。台湾の關係につきましては、これは御承知のとおり、一つの大きな多目的ダムという水利組合の仕事にならうかと思ひますが、これは日本時代にできました非常に確実なりつぱな水利組合でございますから、おそらくは経済性なり、またはその他の面の審査は十分必要とするでありましょつと、これはもうある程度具体性を持ち得るものであらうかと存じます。日韓の問題については一体内容の仕事が何になるのか、またはどうなるのかといふことについては、これから問題でございますから、その段階において検討さしていただきたい、かように考へておる次第でございます。

○加賀田委員 日韓会談の二億ドルの有償について、個々の問題は別としても、本質的に出せる意思はあるのですか。

○高橋(衛)國務大臣 この条件であれば、現在の輪銀のほうでは引き受ける方法がございませんから、したがつて他に新しい機関をつくらないといふれば、この海外経済協力基金で引き受けるのが妥

当であらう、かように考へている次第でございます。○加賀田委員 そうすると、他に特別会計とかそういうものをつくる意思がないとするならば、いわゆる基金でこれを引き受けるわけです。七年の据え置き二十年という、しかも金利三分五厘といふことで、今日行なつていられる東南アジアを中心とする開発に對しての融資にそのまゝ適合するわけですね。だから私は國策的に言つてきつていふところの問題に對して、日韓会談の七百二十億円という膨大な金を基金が引き受けられ、いま申し上げたように四十年度はどういふ予定がなくても十八億しか金が残らないのだ、どういふ窮乏な資金關係の中で、二億ドル、七百二十億円という膨大な金をやむを得ず引き受けますといふことになつたら、基金の金が全部そこについてしまひますよ。だから長官としてはもう少し腹をきめて、これは政府として特別会計でやつてくれ、おまへたちが好きでどうやつたんだから、はつきりしてくれなければ他に影響するじゃないかという態度をとらなければ、これは今後の基金の運営の上で支障を来たしてきるのであります。よそでつくらなければ基金で引き受けます。実質的に引き受けるという意思ですよ。大平メモもそう書いてあるし、これはしよつと、そういう意思なんではしよつと。正直に言つて下さいよ。

○高橋(衛)國務大臣 御承知のとおり、この法律案を出す段階においては全然対象にしておらなかつたことはそのとおりでございまして、日韓条約が締結された後においてこの問題をどう処置をするかといふことは、その段階において具体策を考へたい。しよつと、どうしても基金でやるべきだといふことであれば、その資本的な原資の手当てについても十分な手当てをすべきである、このために他の地域が圧迫を受けるというところがあつてはならない、かように考へておる次第でございます。

○加賀田委員 時間も一時になりますから終わりますが、私はやはりさいぜんも申し上げたより

に、低開発の東南アジア地域を中心として日本が指導的立場に立って開発援助をすべきという態度で、基金制度の内容が充実されることは賛成ですけれども、しかしその背後において、日韓条約が成立した後における二億ドルの有償についてわれわれとしては賛成するわけにはいかない。そういう背景があるなら、この際長官がどういふことがあろうともそれは断る。基金は基金として別にやるんだという言明があれば、この法律案に賛成するにやぶさかでないのですけれども、そういう背景を長官が何ほ弁明されたら、ずつと推移を見ますと、実質的にこの基金が引き受けざるを得ないような状態に追い込まれておるし、長官の顔を見てみると、しよがらないという顔をしておるので、抵抗する意思はちつとも見られない。だからわれわれとしては、これからの基金の充実と国際的な使命については了解するけれども、今日のそういう情勢の中ではこれは残念ながら賛成するわけにはいかない。だからそれを明確に断ると言いつけるかどうか、言いつけぬだつたらわれわれとしては反対します。最後の答弁を求めます。

○高橋(衛)國務大臣 繰り返してお答え申し上げますが、日韓問題につきましては、条約締結後において、何ぶん大きな金額の問題でございますから、基金で原資の手当てをするか、また別個の機関をつくるかは、その段階において検討いたしました、かように存じます。

○加賀田委員 終わります。

○内田委員長 おはかりいたします。本案についての質疑はこれを結局するに御異議ありませんか。

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○内田委員長 次に、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○内田委員長 次に、一昨五月二十四日、参議院より送付、本委員会に付託されました参議院商工委員長提出、日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案を議題とし、参議院商工委員長より趣旨の説明を聴取いたしました。

参議院商工委員長豊田雅孝君。

日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案

○日本貿易振興会法の一部改正

第一条 日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八号第一号中「国債」の下に「その他通商産業大臣の指定する有価証券」を加える。

第三十四号第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十八号第一号の規定による指定をしようとするとき。

(アジア経済研究所法の一部改正)

第二条 アジア経済研究所法(昭和三十五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十号中「又は信託会社」を「信託会社」に、「金銭信託にするほか」を「金銭信託又は国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有の方法によるほか」に改める。

第三十八号中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十号の規定による指定をしようとするとき。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

日本貿易振興会及びアジア経済研究所の業務上の余裕金を中小企業向け資金としても運用することができるようにするため、その運用の範囲をひろげる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○豊田参議院議員 たいま議題となりました日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案につき、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案はこれら二つの特殊法人の業務上の余裕金の運用方法に改正を加え、これを中小企業向け資金としても運用できるようにしようとするものであります。御承知のとおり公団、事業団、基金等の特殊法人が業務上の余裕金を持つ場合、その運用方法についてはそれぞれの法律で規制しておりますが、最近はその運用方法の一つとして国債その他主務大臣指定の有価証券を保有することを認め、主務大臣はそれぞれの法人の性格に応じ商工債券、農林債券等を指定するのが普通の例となつております。そこで参議院商工委員会におきましてはこの点を慎重に調査検討してまいりましたが、中小企業金融の現状にかんがみ、その資金源充実に資するためにも、この際日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法はこれを改正し、通商産業大臣の指定があれば商工債券等も保有できるようにすることが適当であると認め、全会一致をもって本改正案を提出することに決定した次第であります。

法案の内容は右二法の余裕金運用の規定を改正し、二法人は通商産業大臣の指定する有価証券を保有することもできることとし、通商産業大臣がこの指定をしようとするときには、大蔵大臣と協議することを要するとしたのであります。

以上が提案理由及びその内容であります。何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○内田委員長 以上で本案についての趣旨の説明を終わります。

○内田委員長 本案に対して質疑の通告がありませんので、これを許可いたします。板川正吾君。

○板川委員 本改正案についてはすでに三党において意見が一致をして、参議院商工委員長の提案という形になったのでありますから、内容について多くを質問いたしません。一、二質問をいたします。

ただいまの提案ですと、通産大臣の指定する有価証券という項目を入れて、それが「商工債券等も保有できるようにする」というのが提案の理由です。この「商工債券等」ということは、たとえば中小企業金融公庫債が現在発行されており、公庫債も当然含まれるものと解釈していいですか。

○豊田参議院議員 提案者といつたしましては、中小企業金融公庫債は政府保証債でもありますが、この「商工債券等」という、その等の中へは入れるべきではないというふうな提案者としては考えておりますけれども、行政運用の面に相なりますので、政府のほうから具体的に答弁してやらうほうがいいかと考えております。

○板川委員 これは通産大臣が指定する有価証券ですから、通産大臣が中小企業金融公庫の公庫債も当然指定すれば問題はないわけですね。

○櫻内國務大臣 法文の解釈上はそういうことになりませんが、現実にはどうかということになります。現在さしあたっては指定する考えはございません。ただいま提案者のほうから御説明申し上げたように政府保証債でございますし、引き受けシンジケート団が組織されて別途十分消化されておるのであります。さしあたり指定する考えはありません。

○板川委員 当面は公庫債のほうは別途十分確保をされ引き受けられておるから考えないということですが、法律上では当然そういうこともあり得るといふ解釈でいいですね。

それからこの商工債の場合には、これは政府引

き受け債券と市中一般に出して消化する債券と二つありますが、この場合にどちらを考へておるのですか。

○中野政府委員 このたびのジェットロ、あるいはアジア経済研究所、これは政府関係の特殊機関でございまして、政府そのものではございせんので、この引き受けは民間の消化分に入ると考へております。

○板川委員 これは民間の引き受け分に入るわけですね。それからジェットロとアジア研との現在の余裕金ほどの程度あるのですか。

○中野政府委員 日本貿易振興会が約二十億円、これは金銭信託、銀行預金等に運用されております。なおこの四十億円の実際に資金運用部に預けておる金が二十億ございしますが、これは法律によりまして例の経済基盤強化資金からの出資がございします。これは法律によって資金運用部に預けることになっております。したがって約四十億の余裕金がある。アジア経済研究所は約一億三千万円の余裕金がございします。

○板川委員 大体以上で質問を終わります。

○内田委員長 おはかりいたします。

本案についての質疑は、これを終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○内田委員長 次に、討論の通告がございせんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○内田委員長 おはかりいたします。

本日議決いたしました両法案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を

願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 閉会中審査の件について申し上げます。

閉会中審査の申し出をいたします法律案の取り扱いにつきましては、前回の委員会において委員長に一任されておるのでありますが、内閣提出の鉱業法の一部を改正する法律案、海部俊樹君外六名提出の電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律案、田中武夫君外十四名提出の中小企業の事業分野の確保に関する法律案、松平忠久君外二十八名提出の官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案、松平忠久君外二十八名提出の中小企業組織法案、麻生良方君外一名提出の電気工事業及び電気工事士法案、春日一幸君外一名提出の消費者基本法案、以上を申し出ることといたしますから御了承願います。

次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時七分散会

商工委員會議録第十七号中正誤

ページ 段行 誤 正
一 三 三 かわわらず かわわらず